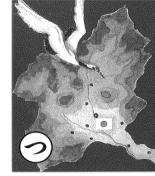




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月13日(火) 第9892号

目次

ページ

告示

○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第130号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月13日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 3・3・7号 前橋長瀬線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市岩鼻町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課